

島根労働局発表
平成28年3月28日

担当	島根労働局労働基準部
	監督課長 安田幸次 主任監察監督官 白名 弘 (直通電話) 0852-31-1156

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを県内で実施 ～ アルバイトを始める新入学生が多くなる4月から7月まで ～

島根労働局（局長：古田 宏昌^{ふるた こうしょう}）では、島根県内の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。島根労働局では、学生アルバイトの労働条件確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職する時にも役立つものです。

そこで、今回のキャンペーンでは、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すため、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、以下の取組を行うこととしています。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間における取組事項

1 キャンペーン期間

平成28年4月1日から7月31日まで

2 主な取組内容

(1) 大学等への出張相談等（今回初めて実施）

県内の大学等を中心に、労働局による学生向けの出張相談会を実施する。また、大学等からの依頼により労働法制に関する講師派遣等を行う。

(2) 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置（今回初めて実施）

労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応する。

(3) 周知・啓発の実施（今回初めて実施）

キャンペーンの趣旨等について、地方公共団体や関係機関等の各種広報誌の活用、ホームページ掲載等を通じて周知を行う。

(4) リーフレットの配布

新たに作成したリーフレット等を、大学等のほか、使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等へ配布するほか、監督指導の際に適宜事業主等へ配布する。

参 考

1 配布リーフレットについて

今回配布するリーフレットについては、厚生労働本省が昨年実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果」において、労働基準法で規定されている「労働条件通知書」が交付されていないと回答した学生が多かったことを踏まえて、学生用の「労働条件通知書」を掲載したものや、具体的なトラブル事例を盛り込んだものとしています（添付参照）。

2 労働トラブルに係る相談先について

学生アルバイトを含めた労働トラブルに関する相談先として、以下の機関等があります。

(1) 行政機関に直接相談されたいとき

県内の各労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働局及び各労働基準監督署の中にあります）にご連絡ください。

※平日：午前8時30分～午後5時15分

【各労働基準監督署】

- 松江労働基準監督署 TEL 0852-31-1166
- 出雲労働基準監督署 TEL 0853-21-1240
- 浜田労働基準監督署 TEL 0855-22-1840
- 益田労働基準監督署 TEL 0856-22-2351

【総合労働相談コーナー】

- 島根労働局総合労働相談コーナー TEL 0852-20-7009
- 松江総合労働相談コーナー TEL 0852-31-1166
- 出雲総合労働相談コーナー TEL 0853-21-1240
- 浜田総合労働相談コーナー TEL 0855-22-1840
- 益田総合労働相談コーナー TEL 0856-22-2351

(2) フリーダイヤルで相談されたいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい！ ろうどう
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時

確かめよう！

労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャラクター 「たしかめたん」